

◎新潟県選挙管理委員会告示第51号

平成28年7月10日執行の参議院新潟県選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、薄い黄色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成28年6月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>こ う ほ し ゃ し め い 候 補 者 氏 名</p>	<p>平成二十八年執行 点 字 投 票</p> <p>参議院新潟県選出議員選挙投票</p> <p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>印</p>
--------------------------------------	--